

○「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第1	(略)	第1 (略)
第2	社会医療法人の認定要件 1～5 (略)	第2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略)
6	公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号 関係) (1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省 令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第 1号関係) ①～③ (略)	6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号 関係) (1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省 令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の3第1項第 1号関係) ①～③ (略)
	④ その理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対 する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けける 財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民 間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の經 理の状況その他の事情を考慮して、不當に高額なものとならな いような支給の基準を定めているものであること。 なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事 等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並 びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとするこ と。	④ その理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対 する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けける 財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民 間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の經 理の状況その他の事情を考慮して、不當に高額なものとならな いような支給の基準を定めているものであること。 なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事 等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並 びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとするこ と。
	また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の	

④ 第2項の規定に基づき備置及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。
⑤～⑨ (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)
① (略)
② 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るもの)に係る収入金額(1の分塊に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総

2 第2項の規定に基づき備置及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。
⑤～⑨ (略)

(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の3第1項第2号関係)
① (略)
② 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るもの)に係る収入金額(1の分塊に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ (略)

③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定し

る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。
なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ (略)

③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されると。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定し

		た額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の微収が現にその定めに従つてされているものであること。	た額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の微収が現にその定めに従つてされているものであること。
イ	(略)		
	口 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額	口 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額	
		④ (略)	④ (略)
	7～8 (略)	7～8 (略)	7～8 (略)
	第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項	第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項	第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項
	1～5 (略)	1～5 (略)	1～5 (略)
	6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等	6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等	6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等
	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。	(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。	(2) 実施計画 別添8(規則第30条の3の別記様式第1の3)
	① (略)	① (略)	① (略)
	② 実施計画 別添8(規則第30条の3の別記様式第1の3)	② 実施計画 別添8(規則第30条の3の別記様式第1の3)	② 実施計画 別添8(規則第30条の3の別記様式第1の3)
		※ 実施計画(変更があつた場合はその変更後のもの)に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間(以下「実施期間」という。)中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。	※ 実施計画(変更があつた場合はその変更後のもの)に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間(以下「実施期間」という。)中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添1の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第13条第1号から第8号までに掲げる資産に該当するものを記載すること。
		に該当するものを記載すること。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本と。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本と。	に該当するものを記載すること。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本と。この場合において、同令第55条第1項に規定する資本と。

		55条第1項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることとに留意すること。
	③～④ (略) (3)～(12) (略)	③～④ (略) (3)～(12) (略)
7 その他	(1)～(5) (略) (6) 社会医療法人の税制上の取扱い	7 その他 (1)～(5) (略) (6) 社会医療法人の税制上の取扱い
	① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。 イ (略)	① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。 イ (略)
	ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。	ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。
	ハ～リ (略) ②～③ (略) (7) (略) (8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い	ハ～リ (略) ②～③ (略) (7) (略) (8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができる。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規別表14(8)）の写しを添付すること。

②～③ (略)

社会医療法人の認定を取り消された日と同日に実施計画の認定を受けた医療法人は、その認定を受けた日以後に救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として、実施計画に記載されたその業務の実施に必要な施設及び設備（以下「救急医療等確保事業用資産」という。）の取得価額の合計額に相当する金額を、(6)の①のへにおける累積所得金額から控除することができる。なお、この税制上の措置の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則別表14(8)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。

②～③ (略)

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）別添3）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	正 前	改 正 前	備 考
社会医療法人の定款例	社会医療法人の定款例	社会医療法人の定款例	社会医療法人の定款例
<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章～第5章 (略) 第6章 役員 第28条 (略) 第29条 (略)</p> <p>2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まなければならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p> <p>3～6 (略) 第30条～第36条 (略) 第7章～第10章 (略)</p>	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章～第5章 (略) 第6章 役員 第28条 (略) 第29条 (略)</p> <p>2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることは、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まなければならない。</p> <p>3～6 (略) 第30条～第36条 (略) 第7章～第10章 (略)</p>	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章～第5章 (略) 第6章 役員 第28条 (略) 第29条 (略)</p> <p>2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることは、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まなければならない。</p> <p>3～6 (略) 第30条～第36条 (略) 第7章～第10章 (略)</p>	<p>社会医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章～第5章 (略) 第6章 役員 第28条 (略) 第29条 (略)</p> <p>2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることは、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まなければならない。</p> <p>3～6 (略) 第30条～第36条 (略) 第7章～第10章 (略)</p>

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）別添4）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
					備 考
社会医療法人の寄附行為例			社会医療法人の寄附行為例	社会医療法人の寄附行為例	
社会医療法人〇会寄附行為 第1章～第5章 (略) 第6章 役員 第27条 本財団に、次の役員を置く。 (1)～(2) (略)	第28条 (略) 2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まなければならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	3～6 (略) 第29条～第35条 (略) 第7章～第10章 (略)	第1章～第5章 (略) 第6章 役員 第27条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。 (1)～(2) (略)	社会医療法人〇会寄附行為 第28条 (略) 2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることは、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まなければならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・ (略) ・ (略)

○「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号)の「添付書類1-3（精神科救急医療）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前																																																
<p>添付書類1-3（精神科救急医療）</p> <p>医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>申請者名：_____印 住 所：_____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>病院名</td> <td>病院名</td> </tr> <tr> <td>病院の所在地</td> <td>病院の所在地</td> </tr> <tr> <td>管轄保健所名</td> <td>管轄保健所名</td> </tr> </table>			病院名	病院名	病院の所在地	病院の所在地	管轄保健所名	管轄保健所名	<p>添付書類1-3（精神科救急医療）</p> <p>医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>申請者名：_____印 住 所：_____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <table border="1"> <tr> <td>病院名</td> <td>病院名</td> </tr> <tr> <td>病院の所在地</td> <td>病院の所在地</td> </tr> <tr> <td>管轄保健所名</td> <td>管轄保健所名</td> </tr> </table> <p>[時間外等診療件数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初診料 (A)</th> <th>再診料 (B)</th> <th>内 電話等による 再診料 (C)</th> <th>合 計 (A+B-C)</th> <th>初診料 (A)</th> <th>再診料 (B)</th> <th>内 電話等による 再診料 (C)</th> <th>合 計 (A+B-C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外加算の算定期数</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>① 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>① 件</td> </tr> <tr> <td>休日加算の算定期数</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>② 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>② 件</td> </tr> <tr> <td>深夜加算の算定期数</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>③ 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>③ 件</td> </tr> </tbody> </table>			病院名	病院名	病院の所在地	病院の所在地	管轄保健所名	管轄保健所名	区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)	時間外加算の算定期数	件	件	件	① 件	件	件	件	① 件	休日加算の算定期数	件	件	件	② 件	件	件	件	② 件	深夜加算の算定期数	件	件	件	③ 件	件	件	件	③ 件
病院名	病院名																																																				
病院の所在地	病院の所在地																																																				
管轄保健所名	管轄保健所名																																																				
病院名	病院名																																																				
病院の所在地	病院の所在地																																																				
管轄保健所名	管轄保健所名																																																				
区分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)																																													
時間外加算の算定期数	件	件	件	① 件	件	件	件	① 件																																													
休日加算の算定期数	件	件	件	② 件	件	件	件	② 件																																													
深夜加算の算定期数	件	件	件	③ 件	件	件	件	③ 件																																													

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
 - 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いだ入院した患者数を初診料(A)の欄へ計上し、再診に引き続いだ入院した患者数を再診料(B)の欄へ計上すること。

添付資料

 - 時間外等診療件数明細表
 - 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類(救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第3条の7の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類(指定書等の写し)を添付すること。

[精神科救急医療圈]		[精神科救急医療圈]	
精神科救急医療圈名	人 口	精神科救急医療圈名	人 口
(⑦ 人)	(統計表名)	(⑦ 人)	(統計表名)
人口1万人対時間外等診療件数(⑥/⑦×10,000)	人	人口1万人対時間外等診療件数(⑥/⑦×10,000)	人
(記載上の注意事項)		(記載上の注意事項)	
○直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人ロ総数の合計数を記載すること。		○直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人ロ総数の合計数を記載すること。	
時間外等診療件数明細表			
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
区 分	初診料(A)	再診料(B)	合 計(A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

時間外等診療件数明細表			
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			
区 分	初診料(A)	再診料(B)	合 計(A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)				(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)				(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)						
区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)	区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)	区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件	時間外加算の算定件数	件	件	件	件	時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件	休日加算の算定件数	件	件	件	件	休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件	深夜加算の算定件数	件	件	件	件	深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件	時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件	時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件	件	上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件	件	上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件	件

時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件	件	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	件	件	件	件	件	件	件	件
(合 計)	 							
(合 計)								
区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)	合 計 (A+B-C)	区 分	初診料 (A)	再診料 (B)	内 電話等に よる再診 (C)
時間外加算の算定 件数	件	件	件	件	時間外加算の算定 件数	件	件	件
休日加算の算定件 数	件	件	件	件	休日加算の算定件 数	件	件	件
深夜加算の算定件 数	件	件	件	件	深夜加算の算定件 数	件	件	件
時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件	件	時間外加算の特例 の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外 等入院患者数	件	件	件	件	上記以外の時間外 等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○(合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

(記載上の注意事項)

○(合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

別添1-5

○「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号)の「添付書類7」の一部改正
(下線の部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
添付書類7	添付書類7					
公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)	公的な運営に関する要件(医療法第42条の2第1項第6号)に該当する旨を説明する書類(事業)					
申請者名:	申請者名:	印	申請者名:	印	申請者名:	印
住所:	住所:		住所:		住所:	
以下のとおり相違ありません。	以下のとおり相違ありません。		以下のとおり相違ありません。		以下のとおり相違ありません。	
1 経費の額等の明細(規則第30条の3第1項第2号イ)	1 経費の額等の明細(規則第30条の3第1項第2号イ)		1 経費の額等の明細(規則第30条の3第1項第2号イ)		1 経費の額等の明細(規則第30条の3第1項第2号イ)	
病院、診療所、介護者 人保健施設及び介護医 療院等名	業務に係る費用 の額(A)	全費用の額(B)	病院、診療所、介護者 人保健施設及び介護医 療院等名	業務に係る費用 の額(A)	全費用の額(B)	割合 A/B
	円	円		円	円	%
						%
						%
合 計	①	②	合 計	①	②	%
			(記載上の注意事項)			

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の名	区分	支払基金等		患者から受けた収入金額	収入金額 額計	診療割合 %	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の名	区分	支払基金等		患者から受けた収入金額	収入金額 額計	診療割合 %
		支払基金等 収入金額	患者から 受けた収 入金額						支払基金等 収入金額	患者から 受けた 収入金額			
社会保険診療		円	円	円	円	%	社会保険診療		社会保険診療		円	円	%
労災保険診療							労災保険診療		労災保険診療				
健康診査							健康診査		健康診査				
予防接種							予防接種		予防接種				
助産							助産		助産				
介護事業							介護事業		介護事業				
障害福祉事業							その他		その他				
その他													
計							計		計				
							社会保険診療		社会保険診療				
							労災保険診療		労災保険診療				
							健康診査		健康診査				
							予防接種		予防接種				
							助産		助産				
							介護事業		介護事業				
							その他		その他				

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の名	区分	支払基金等		患者から受けた収入金額	収入金額 額計	診療割合 %	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の名	区分	支払基金等		患者から受けた収入金額	収入金額 額計	診療割合 %
		支払基金等 収入金額	患者から 受けた収 入金額						支払基金等 収入金額	患者から 受けた 収入金額			
社会保険診療		円	円	円	円	%	社会保険診療		社会保険診療		円	円	%
労災保険診療							労災保険診療		労災保険診療				
健康診査							健康診査		健康診査				
予防接種							予防接種		予防接種				
助産							助産		助産				
介護事業							介護事業		介護事業				
障害福祉事業							その他		その他				
その他													
計							計		計				
							社会保険診療		社会保険診療				
							労災保険診療		労災保険診療				
							健康診査		健康診査				
							予防接種		予防接種				
							助産		助産				
							介護事業		介護事業				
							その他		その他				

			計								
				社会保険診療							
				労災保険診療							
				健康診査							
				予防接種							
				助産							
				介護事業							
				その他							
			計								
					社会保険診療						
					労災保険診療						
					健康診査						
					予防接種						
					助産						
					介護事業						
					その他						
				計							
						社会保険診療					
						労災保険診療					
						健康診査					
						予防接種					
						助産					
						介護事業					
						その他					
			合 計			計					
				③	⑪						
				④	⑫						
				⑤	⑬						
				⑥	⑭						
				⑦	⑮						
				⑧	⑯						
				⑨	⑰						
				⑩	⑱						
				計	計						
						100.0					
						%					
							100.0				
							%				

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及

ひ収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

- 3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の3第1項第2号口）
- 3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□ 同一の基準による

□ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の3第1項第2号口）

健康保険法	円	学校保健安全法	円	学校保健安全法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円	母子保健法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円	国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円	国家公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円			地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円			私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円	計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	円			健康診査に係る収入合計	円

（記載上の注意事項）

○ ⑤が⑨と一致すること。

（記載上の注意事項）

○ ⑥が⑩と一致すること。

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の3第1項第2号口）

健康保険法	円	船員保険法	円	国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
船員保険法	円	母子保健法	円	母子保健法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円	国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円			国家公務員等共済組合法	円		
地方公務員等共済組合法	円			地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円			私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円	計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	円			健康診査に係る収入合計	円

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円 麻しん	円 風しん	円 風しん
臨時接種	円 風しん	円 インフルエンザ	円 インフルエンザ
	円 インフルエンザ	円 おたふくかぜ	円 おたふくかぜ
	円 おたふくかぜ	円 ロタウイルス感染症	円 ロタウイルス感染症
	円 ロタウイルス感染症	円 計	円 計
計	円 予防接種に係る収入合計	円 予防接種に係る収入合計	円 ⑪ 予防接種に係る収入合計

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑪と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑫ 件	円 ⑬
分娩件数 ⑭ × 50万円	⑮	円 ⑯

(記載上の注意事項)

- ⑦が⑬又は⑯の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円 麻しん	円 風しん	円 風しん
臨時接種	円 風しん	円 インフルエンザ	円 インフルエンザ
	円 インフルエンザ	円 おたふくかぜ	円 おたふくかぜ
	円 おたふくかぜ	円 ロタウイルス感染症	円 ロタウイルス感染症
	円 ロタウイルス感染症	円 計	円 計
計	円 予防接種に係る収入合計	円 予防接種に係る収入合計	円 ⑪ 予防接種に係る収入合計

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑪と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑭ 件	円 ⑮
分娩件数 ⑯ × 50万円	⑰	円 ⑱

(記載上の注意事項)

- ⑦が⑬又は⑯の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものと除く。）に係る収入の明細（規則第30条の3第1項第2号口）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業 地域密着型サービス事業	円	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業	円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	④ 円

（記載上の注意事項）

○ ③が④と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものと除く。）に係る収入の明細（規則第30条の3第1項第2号口）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費 特例障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円		円

（記載上の注意事項）

○ ⑥が⑦と一致すること。

（新設）

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものと除く。）に係る収入の明細（規則第30条の3第1項第2号口）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業 地域密着型サービス事業	円	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業	円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	① 円

訓練等給付費	巴	障害児入所給付費	巴
特例訓練等給付費	巴	特定入所障害児食費等 給付費	巴
特定障害者特別給付費	巴	障害児相談支援給付費	巴
特例特定障害者特別給付費	巴	特例障害児相談支援給 付費	巴
地域相談支援給付費	巴		
特例地域相談支援給付費	巴		
計画相談支援給付費	巴		
特例計画相談支援給付費	巴		
基準該当療養介護医療費	巴		
地域生活支援事業	巴		
計	巴	障害福祉事業に係る収 入合計	巴
		(記載上の注意事項)	

○ ⑨が⑩と一致すること

- 9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の3第1項第2号ハ）
 診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準によ
 り計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。
 同一の基準による
 同一の基準によらない

- 8 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の3第1項第2号ハ）
 診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準によ
 り計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。
 同一の基準による
 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細 (規則第30条の3第1項第2号ニ)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額(A)	患者のために直接必要な経費の額		合計(B)	割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用(投薬費を含む)		
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	㊂			㊂	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計㊂が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計㊂が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

9 経費の額等の明細 (規則第30条の3第1項第2号ニ)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額(A)	患者のために直接必要な経費の額		合計(B)	割合 A/B
		医療診療により収入する金額(A)	患者のために直接必要な経費の額		
		円	円	円	%
					%
					%
合 計	㊂			㊂	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計㊂が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計㊂が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第1 改正の要点等	<p>1 改正後の要件</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 経理に関する基準</p>	<p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 経理に関する基準</p> <p><u>財務省令</u>で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにそ の取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、 その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることそ 他の不適正な経理が行わわれていないこと。</p> <p>(6) 法令違反</p> <p>その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全 部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実 その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令 に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。</p> <p>また、（1）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準に ついて、租税特別措置法第39条の25第1項に規定する厚 生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働 省告示第147号）として、次のとおり定められた。</p>

(i) その医療法人の事業について、次のいづれにも該当すること。	<p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の3第5の3第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び基準該</p>
----------------------------------	---

(i) その医療法人の事業について、次のいづれにも該当すること。	<p>イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の3第5の3第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び基準該</p>
----------------------------------	---

<p>当該介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。</p>	<p>a～j (略) ロ～ニ (略) (ii) (略)</p> <p>2 手続等 (1)～(6) (略) (7) 医療関係法令等違反があつた場合の対応 ①～② (略)</p> <p>③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であつて、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合 ④～⑤ (略)</p> <p>(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い 特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合には、当該会計年度開始の日から当該認定を</p>
---	--

<p>受けた日の前までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。</p> <p>なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例（19%）は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長をして、国税庁長官に提出すること。</p>	<p>第2～第3 （略）</p>	<p>（別添1）特定医療法人の関係法令</p>
<p>受けた日の前までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長をして、国税庁長官に提出しなければならないこと。</p> <p>なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例（22%）は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長をして、国税庁長官に提出すること。</p>	<p>第2～第3 （略）</p>	<p>（別添1）特定医療法人の関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄） (特定の医療法人の法人税率の特例) 第67条の2 財團たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第66条第1項又は第2項の規定にかかるわらぎ、<u>100分の19</u>の税率により、法人

人税を課する。

2～5 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）
（特定の医療法人の法人税率の特例）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、
次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この号及び次号において「役員等」という。）のうち親族關係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の關係がある者（同号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちの数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。
イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 その経理に關し次に掲げる基準に適合していること。
イ 財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。
ロ (略)

六 (略)

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納稅地の所轄税務署長を經由して、国税庁長官に提出しなければならない。
一 申請者の名称、納稅地及び法人番号
二～五 (略)
3～4 (略)

税を課する。

2～5 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）
（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、
次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族關係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の關係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちの数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。
イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 その経理に關し次に掲げる基準に適合していること。
イ 財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。
ロ (略)

六 (略)

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納稅地の所轄税務署長を經由して、国税庁長官に提出しなければならない。
一 申請者の名称及び納稅地
二～五 (略)
3～4 (略)

<p>5 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から<u>3月</u>以内に、当該各事業年度に係る第1項第1号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該終了の日において同条第1項に規定する社会医療法人に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 厚生労働大臣は、第1項第1号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。</p>	<p>○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄） （特定の医療法人の法人税率の特例）</p> <p><u>第22条の15 施行令第39条の25第1項第5号イの取引の記録及び帳簿書類の保存は、法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。</u></p> <p>2 施行令第39条の25第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号 二～五 (略) 3～5 (略) 	<p>○租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）</p>	<p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当するご</p>
<p>5 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から<u>三月</u>以内に、当該各事業年度に係る第1項第1号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長をして、國税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該終了の日において同条第1項に規定する社会医療法人に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 (新設)</p>	<p>○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄） （法人税率の適用の取りやめの届出書の記載事項等）</p> <p><u>第22条の15 施行令第39条の25第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	<p>○租税特別措置法施行令第39条の25第6項に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）</p>

ととする。

- 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
 - イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものに限る。）に係る収入金額（1の分姫に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例言語相談支援給付費及び基準該当療養介護医療

ととする。

- 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
 - イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものに限る。）に係る収入金額（1の分姫に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の2.5に規定する障害児相談支援給付費及び同法第24条の2.5に規定する障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。
ロ～ハ (略)

ニ 役職員1人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
二 その医療法人の医療施設が次のいづれにも該当すること。
イ その医療施設のうち1以上のものが、病院を開設する医療法人にはあっては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人には(3)に該当すること。
(1)～(3) (略)
ロ (略)
(別添2)～(別添3) (略)

ロ～ハ (略)

ニ 役職員二人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
二 その医療法人の医療施設が次のいづれにも該当すること。
イ その医療施設のうち二以上のものが、病院を開設する医療法人にはあっては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人には(3)に該当すること。
(1)～(3) (略)
ロ (略)
(別添2)～(別添3) (略)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)	<p>(別 表) 医療法人の附帯業務について</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は書附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。</p>
(別 表) 医療法人の附帯業務について	<p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は書附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行いうことができる。（医療法第42条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。</p>	<p>医療法人の附帯業務について</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は書附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行いうことができる。（医療法第42条各号）</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。</p>

医療法第42条

第1号～第5号 (略)	第5号 (略)
第6号 保健衛生に関する業務	保健衛生に関する業務
・ 保健衛生上の觀点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のI、IIに記載される業務であること。	・ 保健衛生上の觀点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のI、IIに記載される業務であること。
I.直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業	I.直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業

<p>務であること。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）</u></p> <p>II. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。</p> <p>① 海外における医療施設の運営に関する業務</p> <p>※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。</p> <p>※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。</p>	<p>務であること。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。</p> <p>② 海外における医療施設の運営に関する業務</p> <p>※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。</p> <p>※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。</p>
<p>第7号～第8号 (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>	<p>第7号～第8号 (略)</p> <p>留意事項 (略)</p>

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政免第03300053号) の「別添」の一部改正

別添3-2
(下線の部分は改正部分)

改 正 後									改 正 前																	
○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け (別添)									○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け (別添)																	
<p>「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政免第03300053号) の「別添」 「区分」欄の見解……「○」は社会福祉法人が行う、「□」は社会福祉法人の行為。 「区分」欄の見解……「本表における区分は、告示による区分である。」(註)とは異種姓生に適用する事項、「定期」とは定期生に適用する事項、「空欄」は医療法人が行わないことを示す。</p>																										
<p>社会福祉法 名 法 事業者名、施設名等 介護福祉施設におけるサービス事業等 施設法人、区分 管轄 管轄地区 各 法 事業者名、施設名等 介護福祉施設におけるサービス事業等 施設法人、区分 管轄 管轄地区 (別添)</p>																										
第一社会 福祉事業	保育施設								保育施設																	
	更生病院								更生病院																	
	生活機能 維持訓練を実施する者は、該訓練を行 うべき者に対する指導、監督を行う								生活機能 維持訓練を実施する者は、該訓練を行 うべき者に対する指導、監督を行う																	
	生計困難者に対する初段 支援		●	告示					生計困難者に対する初段 支援						●	告示										
	乳児院		●	告示					乳児院						●	告示										
	母子生活支援施設		●	告示					母子生活支援施設						●	告示										
	児童養護施設		●	告示					児童養護施設						●	告示										
	児童安置入所施設		●	告示					児童安置入所施設						●	告示										
	児童心理治療施設		●	告示					児童心理治療施設						●	告示										
	児童自立支援施設		●	告示					児童自立支援施設						●	告示										
	美濃老人ホーム								美濃老人ホーム																	
第二社会 福祉事業	老入居施設 特別養護老人ホーム								老入居施設 特別養護老人ホーム																	
	老入居施設 老人ホーム(注)								老入居施設 老人ホーム(注)																	
	新井の日 特別養護老人 施設								新井の日 特別養護老人 施設																	
	新井保育院								新井保育院																	
	新井幼稚園								新井幼稚園																	
	新井幼稚園に於ける生活相談 等の実務								新井幼稚園に於ける生活相談 等の実務																	
	新井幼稚園に於ける金銭等 の実務								新井幼稚園に於ける金銭等 の実務																	
第三社会 福祉事業	生活相談 施設								生活相談 施設																	
	障害児通所支援事業								障害児通所支援事業																	
	障害児相談支援事業								障害児相談支援事業																	
	児童自立生活援助事業								児童自立生活援助事業																	
	放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業								放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業																	

改 正 前													
社会福祉法 仕 法	事業名、施設名等	介護報酬法制度におけるサービス事業等		区分	届出人	届出方法	告 法	事業名、報酬名等	区分				
		介護報酬法制度におけるサービス事業等	介護報酬法制度におけるサービス事業等										
老人短期入所事業	老人デイサービス事業 介護報酬法制度におけるサービス事業等 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の30(2)に規定するものに限 る。)	介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	老人デイサービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○				
老人短期入所事業	居宅サービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	居宅サービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	居宅サービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○				
老人短期入所事業	小規模多機能型居宅介護事業 居宅サービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	小規模多機能型居宅介護事業 居宅サービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	小規模多機能型居宅介護事業 居宅サービス事業 介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○				
老人短期入所事業	集合型サービス事業 老人短期入所事業	介護予防施設利用者サポートセンター 第一子育て事業(子育て支援旅行所 第4条第1項第3号の2に規定するものに限 る。)	○	告示	集合型サービス事業 老人短期入所事業	○	告示	集合型サービス事業 老人短期入所事業	○				
老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人短期入所施設	○	告示	老人短期入所施設	○	告示	老人短期入所施設	○				
老人デイサービスセンター	老人介護支援センター	老人介護支援センター	○	告示	老人介護支援センター	○	告示	老人介護支援センター	○				
老人デイサービスセンター	一般相談支援事業 特定相談支援事業 各施設支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	一般相談支援事業 特定相談支援事業 各施設支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	○	告示	一般相談支援事業 特定相談支援事業 各施設支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	○	告示	一般相談支援事業 特定相談支援事業 各施設支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム	○				
第二種社会 福祉事業	身体障害者生活訓練事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 導盲犬訓練事業 身体障害者支援センター 福祉具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚覚醒者情報提供施設 身体障害者の更生相談事業 知的障害者の更生相談事業 生計困難者のための無料、 低額賃貸	身体障害者生活訓練事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 導盲犬訓練事業 身体障害者支援センター 福祉具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚覚醒者情報提供施設 身体障害者の更生相談事業 知的障害者の更生相談事業 生計困難者のための無料、 低額賃貸	○	告示	身体障害者生活訓練事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 導盲犬訓練事業 身体障害者支援センター 福祉具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚覚醒者情報提供施設 身体障害者の更生相談事業 知的障害者の更生相談事業 生計困難者のための無料、 低額賃貸	○	告示	身体障害者生活訓練事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 導盲犬訓練事業 身体障害者支援センター 福祉具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚覚醒者情報提供施設 身体障害者の更生相談事業 知的障害者の更生相談事業 生計困難者のための無料、 低額賃貸	○	告示	身体障害者生活訓練事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 導盲犬訓練事業 身体障害者支援センター 福祉具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚覚醒者情報提供施設 身体障害者の更生相談事業 知的障害者の更生相談事業 生計困難者のための無料、 低額賃貸	○	告示

改 正 後		改 正 前	
社会福祉法 各 法	事業名、施設名等	介護保険法におけるサービス事業等	医療法 区分
社会福祉法 各 法	生計困難者のための施設・ 医療施設等	○ 告示	生計困難者のための施設・ 医療施設等
	生計困難者のための施設・ 医療施設	○ 告示	生計困難者のための施設・ 医療施設
	生計困難者のための施設・ 医療施設又は介護 医療施設	○ 告示	生計困難者のための施設・ 医療施設又は介護 医療施設
介護事業		○ 告示	○ 告示
開業事業		○ 告示	○ 告示
特定サービス利用援助事業		○ 告示	特定サービス利用援助事業
開業名号及び前名号の事業 に適用する運営又は助成		○ 告示	開業名号及び前名号の事業 に適用する運営又は助成
○介護保険法に基づく各事業の位置付け		○介護保険法に基づく各事業の位置付け	
※「区分欄」の説明…「本来」とは本業者、「保険」とは保険再生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。			
社会福祉法 各 法	事業名、施設名等	介護保険法 区分	医療法 区分
		訪問介護 介護保険法	訪問介護 介護保険法
		訪問介護(訪問看護ステーションに 限る。)	訪問介護(訪問看護ステーションに 限る。)
		訪問看護(訪問看護ステーションを 除く。)	訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)
		訪問リハビリテーション(介護施設を除 く。)	訪問リハビリテーション(介護施設を除く。)
		訪問リハビリテーション(介護施設に限 る。)	訪問リハビリテーション(介護施設に限 る。)
		居宅サービス事業 居宅看護管理指導(訪問看護ステー ションを除く。)	居宅サービス事業 居宅看護管理指導(訪問看護ステー ションを除く。)
		通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
		通所入所複合介護	通所入所複合介護
		寄托型訪入居者生活介護(注)	寄托型訪入居者生活介護(注)
		施設利用販売	施設利用販売
		特定社用具販売	特定社用具販売
		居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
		介護予防訪問介護	介護予防訪問介護
		介護予防訪問看護(訪問看護ステー ションに限る。)	介護予防訪問看護(訪問看護ステー ションに限る。)
		介護予防訪問看護(訪問看護ステー ションを除く。)	介護予防訪問看護(訪問看護ステー ションを除く。)
介護予防サービス事 業		介護予防訪問リハビリテーション(介護 施設を除く。)	介護予防訪問リハビリテーション(介護 施設を除く。)
		介護予防訪問リハビリテーション(介護 施設を除く。)	介護予防訪問リハビリテーション(介護 施設を除く。)
		介護予防看護(訪問看護 ステーションに限る。)	介護予防看護(訪問看護 ステーションに限る。)
		介護予防看護(訪問看護 ステーションを除く。)	介護予防看護(訪問看護 ステーションを除く。)

社会福祉法
各 法社会福祉法
各 法

○「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年3月19日医政発0319第5号)の一部改正

別添4
(下線の部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
第1	(略)			第1	(略)	
第2	出資の価額	本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)を適用した会計処理がされること。	本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)を適用した会計処理がされること。	第2	出資の価額	本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)を適用した会計処理がされること。
		ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日医政発0319第7号)により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。	ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日医政発0319第7号)により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。			ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日医政発0319第7号)により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。
		また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。出資後は、監督庁に対して、別添2の様式と出資先と出資額を証明する資料を届け出ること。	また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。出資後は、監督庁に対して、別添2の様式と出資先と出資額を証明する資料を届け出ること。			また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。
第3	事業報告	海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、別添3の様式による事業報告書を監督庁に提出すること。なお、監督庁は、受領した事業報告書の写しを厚生労働省に提出すること。また、医	海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、別添2の様式による事業報告書を厚生労働省に提出すること。また、厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。	第3	事業報告	海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、別添2の様式による事業報告書を厚生労働省に提出すること。また、厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。

療法人は、監督庁及び厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。

第4 (略)

第4 (略)

[別添1]

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事前）

年 月 日

(新設)

[別添1]

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事後）

医療法人の名称	医療法人の名称
医療法人の住所	医療法人の住所
事業を行う国の名称	事業を行う国の名称
事業の具体的な内容	事業の具体的な内容
確認事項	下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。 問1 國際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

	問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ 問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ	問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ 問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ
	問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ 問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ	問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ 問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ
今回の出資の 価額	今回の出資の 価額	他の現地法人 に対するもの を含め、これまで出資した価額の総額
他の現地法人 に対するもの を含め、これまで出資した価額の総額	線越利益積立 金の額	線越利益積立 金の額

※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。

※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。

【別添2】

(第2設)

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事後）

年 月 日

医療法人の名 称	
医療法人の住 所	
事業を行う国 の名称	
事業の具体的 的内容	
確認事項 内容	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 國際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>

	<p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
	<p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の 価額	
他の現地法人 に対するもの を含め、これ まで出資した 価額の総額	
繰越利益積立 金の額	

* 出資先と出資額を証明する資料（振込証書等）を添付してください。

[別添3]

国際展開に関する業務に係る事業報告書

年 月 日

(新設)

医療法人の名称	医療法人の名称
医療法人の住所	医療法人の住所
事業を行つて いる国の名称	事業を行つて いる国の名称
事業の具体的 な内容	事業の具体的 な内容
確認事項	下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。
	問1 日本や現地の法令等に従つて、医療を提供して いますか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ (現地の行政などから指導をされた場合 を含む)
	問2 日本や現地の医療倫理に沿つて、医療を提供し ていますか。 <input type="checkbox"/> はい、 <input type="checkbox"/> いいえ (現地の行政などから指導をされた場合 を含む)

[別添2]

国際展開に関する業務に係る事業報告書

	問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。 □ 黒字である □ わざかに黒字である □ わざかに赤字である □ 赤字である	問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。 □ 黒字である □ わざかに黒字である □ わざかに赤字である □ 赤字である
	問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていますか。 □ はい □ いいえ	問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていますか。 □ はい □ いいえ
	問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。 □ 拡大する予定 □ 現状維持する予定 □ 縮小する予定 □ 撤退する予定	問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。 □ 拡大する予定 □ 現状維持する予定 □ 縮小する予定 □ 撤退する予定
	平成〇年度における事業の概況について（現地法人の財務状況についても記載すること） 今後の事業の計画について	平成〇年度における事業の概況について（現地法人の財務状況についても記載すること） 今後の事業の計画について
※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。		※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。

○「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発第03330049号)の一部改正

別添5-1

(下線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第1 改正の内容		
1 (略)		
2 社会医療法人制度の創設について		
(1)～(3) (略)		
(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する基準を定める要件に関する事項等については、「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日付医政発第03331008号厚生労働省医政局長通知)を参照されたい。	(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する基準を定める要件に関する事項等については、 <u>厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、追つて通知する予定であること。</u>	
3 残余財産の帰属すべき者について		
(1)～(5) (略)		
(6) なお、規則第35条の2第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置医療法人とすることができること。	(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人について経過措置医療法人とすることができること。	
4 医療法人の管理体制について		
(1) (略)		
(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する書類	(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類	

	(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図ること。
	(3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行法人が作成する事業報告書を含む。）については、「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日付医政指発第0330003号厚生労働省医政局指導課長通知）により取り扱わたいこと。
5～7	(略)
8	書類の保存期間について
	(1) (略)
	(2) よつて、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2の12第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があつた場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うて行うこととを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。
	(3) (略)
第2～第4	(略)
	第2～第4 (略)

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改	正	後	備考	改	正	前	備考
	財団医療法人の寄附行為例				財団医療法人の寄附行為 医療法人〇〇会寄附行為		
第1章～第6章 (略)	医療法人〇〇会寄附行為			第1章～第6章 (略)	財団医療法人の寄附行為 医療法人〇〇会寄附行為		

第7章 理事会 (略)

第34条～第35条 (略)

第36条 理事会は、
(例1) 各理事が招集する。
(例2) 理事長（又は理事会で定める理事）
が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2～4 (略)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。
(削除)

第38条～第40条 (略)
第8章～第10章 (略)
附 則 (略)

第7章 理事会 (略)

第34条～第35条 (略)

第36条 理事会は、
(例1) 各理事が招集する。
(例2) 理事長（又は理事会で定める理事）
が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2～4 (略)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

第38条～第40条 (略)
第8章～第10章 (略)
附 則 (略)

- 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定めることはできない。
- 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定めることはできない。
- 過半数を上回る割合を定める
- ことでもできる。

別添6

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱について」(平成2年3月1日健政発第110号)の「別添」の一

部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
項 目	運営管理指導要綱 備 考	項 目	運営管理指導要綱 備 考
1 組織運営		1 組織運営	
1 定款・寄附行為 1 (略) 2 定款又は寄附行為の変更が所要手続きを経て行われていること。	・医療法第54条の9 (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。 <u>(医療法第93条第6号)</u>	1 定款・寄附行為 1 (略) 2 定款又は寄附行為の変更が所要手続きを経て行われていること。	・医療法第54条の9 (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。 <u>(医療法第76条第5号)</u>
2 役員		2 役員	
1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 2 役員 (1)～(5) (略) 3 監事 (6) 監事	・医療法第46条の4第3項 ・医療法第46条の5第8項 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2～6 (略)	1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 2 役員 (1)～(5) (略) 3 監事 (6) 監事	・医療法第46条の5第8項 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2～6 (略)

3 評議員 (財団たる医療法 人)	1 自然人であること。 2 欠格事由に該当していないこと。 と。(選任時だけではなく、在任期間中 においても同様である。)	医療法第46条の4第2項 ・欠格事由	3 評議員 (財団たる医療法 人)	1 自然人であること。 (新設)
		① 成年被後見人又は被保 佐人 ② 医療法、医師法等、医 療法施行令第5条の5の7 に定める医事に関する法令 の規定により罰金以上の刑 に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けた日から起算 して2年を経過しない者 ③ ②に該当する者を除く ほか、禁錮以上の刑に処せ られ、その執行を終わり、 又は、執行を受けることが なくなるまでの者		2~7 (略)
4 会議	3~8 (略)		4 (略) 5 会議 (1) (略) (2) 議論状況 1~3 (略)	2~7 (略)
5 会議 (1) (略) (2) 議論状況 4 社員総会及び評議員会における 議決には、議長及びその議案に對す る利害関係者が加わっていないこ と。		・社員総会 医療法第46 条の3の3第4項、第6項 ・評議員会 医療法第46	1~3 (略) 4 議決には、議長及びその議案に 對する利害関係者が加わっていない こと。	・社員総会 医療法第46 条の3の3第6項 ・評議員会 医療法第46

		条の4の4第3項、第4項 と。 理事会における議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。	・理事会 医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第2項	条の4の4第4項 (新設)	・理事会 医療法第46条の7の2第1項により読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第95条第2項
5	(略)	(3) (略) II 管理 III 管理 1 人事管理 1～2 (略) 3 会計管理 (1) (略) (2) 会計処理 1～2 (略)	(3) (略) II (略) III 管理 1～2 (略) 3 会計管理 (1) (略) (2) 会計処理 1～2 (略)	5 (略)	(3) (略) II (略) III 管理 1～2 (略) 3 会計管理 (1) (略) (2) 会計処理 1～2 (略)
(3) 債権債務の状況	1～3 (略) 4 債権又は債務が財政規模に比し過大にならないこと。	(注) 剰余金を配当するものも同様であること。 ・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第93条第7号)	3 剰余金を配当してはならないこと。・医療法第54条 (注) 剰余金に類するものも同様であること。 ・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)	1～3 (略) 4 債権又は債務が財政規模に比し過大にならないこと。	3 剰余金を配当してはならないこと。 ・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)
(3) 債権債務の状況	1～3 (略) 4 債権又は債務が財政規模に比し過大にならないこと。	・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合は、清算人は、直ちに破産手続の申立てをし	1～3 (略) 4 債権又は債務が財政規模に比し過大にならないこと。	1～3 (略) 4 債権又は債務が財政規模に比し過大にならないこと。	・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合は、清算人は、直ちに破産手続の申立てをし

		なければならぬこと。 (注)破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第93条第8号)	なければならぬこと。 (注)破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)
(4) 会計帳簿等の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 2 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。	(4) 会計帳簿等の整備状況 ・医療法第50条の2第2項	1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 (新設)
(5) 決算及び財務諸表	3 (略) 4 決算書(案)は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 (略)	(5) 決算及び財務諸表 ・医療法第51条第4項	2 (略) 1~3 (略) 4 決算書(案)は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 (略)
	6 事業報告書等決算に関する書類	(6) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。	6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。 (注)備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合は、正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第93条第5号)

		7 決算の都道府県知事への届出が毎会計年度終了後3月以内になられていること。	・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第93条第6号)	7 決算の都道府県知事への届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。	・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)
	(6) (略)	4 登記	・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額	(6) (略)	4 登記 1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされないこと。 ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額
	2 (略)	3 登記事項の変更登記は法定期間	2 (略) 3 登記事項の変更登記は法定期間	2 (略) 3 登記事項の変更登記は法定期間	2 (略) 3 登記事項の変更登記は法定期間
			・登記期間	・登記期間	・登記期間

		内に行われていること。		① 主たる事務所（2週間以内） ② 従たる事務所（3週間以内） ③ 資産の総額は毎会計年度終了後3月以内 ・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 4 (略)	① 主たる事務所（2週間以内） ② 従たる事務所（3週間以内） ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 4 (略)	1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行なう場合又は破産手続開始の申立てを行なう場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。 5 公告	1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行なう場合又は破産手続開始の申立てを行なう場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。 IV (略)	・モデル定款・寄附行為 (注) 公告を怠った場合は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。 <u>(医療法第93条第9号)</u> IV (略)	・モデル定款・寄附行為 (注) 公告を怠った場合は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。 <u>(医療法第76条第8号)</u>
--	--	-------------	--	---	---	--	--	--	--

○「医療法人の合併及び分割について」(平成28年3月25日医政発0325第5号)の一部改正

別添7

(下線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第1～第2 (略) 第3 合併の手続	第1～第2 (略) 第3 合併の手続	第1～第2 (略) 第3 合併の手続 吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第57条から第58条の6まで及び第67条の規定を、新設合併の手続については、法第57条から第59条の5まで及び第67条の規定を遵守すること。
1 合併決議及び認可（法第57条、第58条、第59条の2、第59条及び第59条の2、並びに医療法施行規則（以下「規則」という。）第35条、第35条の2、第35条の4及び第35条の5関係） (1)～(2) (略) (3) 医療法人が新設合併をする場合には、 <u>新設合併をする医療法人の間で、新設合併契約を締結しなければならないこと。</u> (4)～(7) (略)	1 合併決議及び認可（法第57条、第58条、第59条の2、第59条及び第59条の2、並びに医療法施行規則（以下「規則」という。）第35条、第35条の2、第35条の4及び第35条の5関係） (1)～(2) (略) (3) 医療法人が新設合併をする場合には、 <u>新設合併をする医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、新設合併契約を締結しなければならないこと。</u> (4)～(7) (略)	1 合併決議及び認可（法第57条、第58条、第59条の2、第59条及び第59条の2、並びに医療法施行規則（以下「規則」という。）第35条、第35条の2、第35条の4及び第35条の5関係） (1)～(2) (略) (3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 2 合併の認可の申請（法第58条の2、規則第35条の2及び第35条の5関係） (1)～(2) (略) (3) 新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。

	<p>① (略)</p> <p>② <u>1(5)</u>の手続を経たことを証する書類</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② <u>1(3)</u>の手続を経たことを証する書類</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
3 債権者の保護（法第 58 条の 3、第 58 条の 4 及び第 59 条の 2 関係）	<p>(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収合併又は新設合併の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から 2 週間以内に、合併がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために、その時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収合併又は新設合併に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があつた場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 93 条第 10 号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面上に表示する方法により行うこと。</p> <p>(2) 医療法人は、吸収合併又は新設合併の認可の通知があつた日から 2 週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2 月以上とすること。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 93 条第 11 号）があること。</p>	<p>(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収合併又は新設合併の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から 2 週間以内に、合併がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために、その時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収合併又は新設合併に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があつた場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第 9 号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面上に表示する方法により行うこと。</p> <p>(2) 医療法人は、吸収合併又は新設合併の認可の通知があつた日から 2 週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2 月以上とすること。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第 10 号）があること。</p>

(3) (略)	(3) (略)
(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収合併又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがあるときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。法第93条第11号）があること。	(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収合併又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがあるときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。法第76条第10号）があること。
4～6 (略)	4～6 (略)
第4～第5 (略)	第4～第5 (略)
第6 分割の手続	第6 分割の手続
1 分割決議及び認可（法第60条、第60条の2、第61条及び第61条の2、並びに規則第35条の6、第35条の7、第35条の8及び第35条の10関係）	1 分割決議及び認可（法第60条、第60条の2、第61条及び第61条の2、並びに規則第35条の6、第35条の7、第35条の8及び第35条の10関係）
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 吸収分割又は新設分割は、吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地が2以上の都道府県の区域内に所在する場合には、全ての都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないと。また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬこと。	(6) 吸収分割又は新設分割は、吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬこと。
2 分割の認可の申請（規則第35条の8及び第35条の11関係）	2 分割の認可の申請（規則第35条の8及び第35条の11関係）

		(1) (略)
		(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。
	①～⑥ (略)	(1) (略)
	⑦ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書	(2) 新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。
	⑧～⑨ (略)	①～⑥ (略)
3 債権者の保護 (法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係)	3 債権者の保護 (法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係)	(7) 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
		⑦ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
		⑧～⑨ (略)
		3 債権者の保護 (法第60条の4、第60条の5及び第61条の3関係)
		(1) 医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のためにその時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表についても、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反の間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があつた場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対する罰則規定(20万円以下の過料。 <u>法第76条第9号</u>)があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。
		(2) 医療法人は、吸収分割又は新設分割の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対

しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2月以上とすること。当該義務違反に対しでは、罰則規定（20万円以下の過料。法第93条第11号）があること。

(3) (略)

(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収分割又は新設分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。法第93条第11号）があること。

4～7 (略)

第7 (略)

しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、「一定の期間」については、2月以上とすること。当該義務違反に対しでは、罰則規定（20万円以下の過料。法第76条第10号）があること。

(3) (略)

(4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、吸収分割又は新設分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20万円以下の過料。法第76条第10号）があること。

4～7 (略)

第7 (略)

別添8

○出資額限度法人モデル定款（「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成16年8月13日医政発第0813001号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正	後 備 考	改 正	前 備 考
出資額限度法人モデル定款 医療法人〇〇会定款		出資額限度法人モデル定款 医療法人〇〇会定款	
第1章～第4章 (略) 第5章 社員総会 (略) 第18条～第19条 (略) 第20条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1)～(8) (略) (9) 他の医療法人との合併に係る契約の締結 2 (略)		第1章～第4章 (略) 第5章 社員総会 (略) 第18条～第19条 (略) 第20条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1)～(8) (略) (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定 2 (略)	
第21条～第26条 (略) 第6章～第10章 (略) 附 則 (略)		第21条～第26条 (略) 第6章～第10章 (略) 附 則 (略)	

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附屬明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年3月21日医政発0321第5号）の「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」の一部改正

別添9

（下線の部分は改正部分）

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記		重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記																																																																																																					
改	正	改	正																																																																																																				
後	前	後	前																																																																																																				
重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記		重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記																																																																																																					
1. 継続事業の前提に関する注記		1. 継続事業の前提に関する注記																																																																																																					
2. 資産の評価基準及び評価方法		2. 資産の評価基準及び評価方法																																																																																																					
3. 固定資産の減価償却の方法		3. 固定資産の減価償却の方法																																																																																																					
4. 引当金の計上基準		4. 引当金の計上基準																																																																																																					
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法		5. 消費税の会計処理の方法																																																																																																					
6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項		6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項																																																																																																					
7. 重要な会計方針を変更した旨等		7. 重要な会計方針を変更した旨等																																																																																																					
8. 担保に供されている資産に関する事項		8. 担保に供されている資産に関する事項																																																																																																					
9. 地域医療連携推進法人会計基準第17条第3号に基づく医療連携推進目的取得財産残額		9. 地域医療連携推進法人会計基準第16条に基づく医療連携推進目的取得財産残額																																																																																																					
10. 関係事業者との取引の内容		10. 関係事業者との取引の内容																																																																																																					
(1) 法人である関係事業者		(1) 法人である関係事業者																																																																																																					
(単位：千円)		(単位：千円)																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名稱</th> <th>所在地</th> <th>総資産額</th> <th>事業内容</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	名稱	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																									<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名稱</th> <th>所在地</th> <th>総資産額</th> <th>事業内容</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	名稱	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																								
種類	名稱	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																																																																														
種類	名稱	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																																																																														
取引条件及び取引条件の決定方針等		取引条件及び取引条件の決定方針等																																																																																																					
注：「関係事業者との関係」欄について、参加法人との取引である場合には、参加法人である旨及び当該参加法人の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。		注：「関係事業者との関係」欄について、参加法人との取引である場合には、参加法人である旨及び当該参加法人の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。																																																																																																					
(2) 個人である関係事業者		(2) 個人である関係事業者																																																																																																					
(単位：千円)		(単位：千円)																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>氏名</th> <th>職業</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>氏名</th> <th>職業</th> <th>関係事業者との関係</th> <th>取引内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																																				
種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																																																																																
種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高																																																																																																
取引条件及び取引条件の決定方針等		取引条件及び取引条件の決定方針等																																																																																																					
注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。		注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載する。																																																																																																					
11. 重要な偶発債務に関する事項		11. 重要な偶発債務に関する事項																																																																																																					

		改 正 後				改 正 前			
		1.2. 重要な後発事象に関する事項		1.2. 重要な後発事象に関する事項		1.3. 参加法人ごとの取引の内容		1.3. 参加法人ごとの取引の内容	
		1.3. 参加法人ごとの取引の内容		1.3. 参加法人ごとの取引の内容		1.4. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするための必要な事項		1.4. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするための必要な事項	
		(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)	(単位：円)
法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務	金銭債務	金銭債権	金銭債務
医療法人○○	事業収益 受取会費 受取利息 OO OO OO	賃借料 支払利息 OO OO OO	OO OO OO	OO OO OO	事業未収金 未払料金 長期借入金 OO OO OO	短期借入金 未払金 長期借入金 OO OO OO	事業未収金 未払料金 長期借入金 OO OO OO	OO OO OO	短期借入金 未払金 長期借入金 OO OO OO
・・・・・									
・・・・・									

1.2. 重要な後発事象に関する事項

1.3. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

1.4. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするための必要な事項

1.2. 重要な後発事象に関する事項

1.3. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

1.2. 重要な後発事象に関する事項

改 正 後

改 正 前

○「「医療機関債」発行等のガイドラインについて」(平成16年10月25日医政発第1025003号)の「別添」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	改	正	後	別添	改	正	前	別添
第1	(略)				第1	(略)		
第2	医療機関債を発行するに当たつて遵守すべき事項等	医療機関債を発行するに当たつて遵守すべき事項等			第2	医療機関債を発行するに当たつて遵守すべき事項等	医療機関債を発行するに当たつて遵守すべき事項等	
6	債券購入者等との関係	債券購入者等との関係			6	債券購入者等との関係	債券購入者等との関係	
	(1)～(2)	(1)～(2)				(1)～(2)	(1)～(2)	
	(3)決算期ごとの情報の開示	(3)決算期ごとの情報の開示				(3)決算期ごとの情報の開示	(3)決算期ごとの情報の開示	
					①	医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の使途又は取得した資産の状況、直近の3会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとすること。	医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の使途又は取得した資産の状況、直近の3会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとすること。	
					②	(略)	(略)	
					(4)	(略)	(略)	
7	(略)	(略)			7	(略)	(略)	
					第3	(略)	第3	

(参考)

関連諸規定

○医療法

(医療法人)

第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができます。

2 (略)

第41条 (略)

第42条の2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一～三 (略)

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに

(参考)

関連諸規定

○医療法

(医療法人)

第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができます。

2 (略)

第41条 (略)

第42条の2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一～三 (略)

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに

<p>所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。) に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県、(次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県)において行つていること。 イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人(ロに掲げる者を除く。) 当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県</p>	<p>限る。) に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行つていること。 (新設)</p>
<p>ロ 一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第30条の4第2項第14号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県</p>	<p>五~七 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>	<p>3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 (書類の整備、閲覧)</p>
<p>第51条の4 医療法人(次項に規定する者を除く。)は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めることにより、これを閲覧に供し</p>	<p>第51条の2 医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>

なければならない。

一 事業報告書等

二 第46条の8第3号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」)

という。)

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人及び第51条第2項の医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類(第2号に掲げる書類にあつては、第51条第2項の医療法人に限る。)をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

3 医療法人は、第51条の2第1項の社員総会の日(財团たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日)の一週間前の日から5年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

4 前3項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置及び閲覧について準用する。この場合において、第1項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第2項中「限る。」とあるのは「限る。」の写し」と、前項中「5年間」とあるのは「3年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

一 事業報告書等

二 第46条の4第7項第3号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

(新設)

(新設)

○医療法施行規則

(医療法人の資産)

第30条の34 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

(医療法人の資産)

第30条の34 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設の業務を行つたために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

(社会医療法人の認定要件)

第30条の35の3 法第42条の2第1項第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。

(削除)

(社会医療法人の認定要件)

第30条の35の2 法第42条の2第1項第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。
ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財團である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ～ス (略)

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えること。

ロ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)

に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第57条の2第1項第2号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業（健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されれている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、種子防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。第57条の2第1項第2号イにおいて同じ。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第57条の2第1項第2号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されれている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、種子防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。第57条の2第1項第2号イにおいて同じ。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

介護給付費、訓練等給付費、特別訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特別特定位障害者特別給付費、地域相談支援給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特別計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費に係る収入金額（第57条の2第1項第2号イにおいて「障害福祉サービス等に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ハ

（略）

三 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号チに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の資産の

口

（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号チに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の

<p>総額に対する割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>一 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院の業務の用に供する財産 二～六 (略)</p>	<p>○医療法人運営管理指導要綱（平成2年3月1日付健政 発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療 法人の運営管理指導要綱の制定について」別添）</p>	<p>る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院の業務の用に供する財産 二～六 (略)</p> <p>○医療法人運営管理指導要項（平成2年3月1日付健政 発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療 法人の運営管理指導要綱の制定について」別添）</p> <p>I 組織運営 2役員 (6) 監事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。（備考：医療法第46条の4第3項、医療法第46条の5第8項） 2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。（備考：医療法第46条の8第1号及び第2号） 3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出されていること。（備考：医療法第46条の8第3号） 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。（備考：特に
----------------------------	--	---	---

<p>い。(備考：医療法第51条第2項の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査を受けること。)</p> <p>5 監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</p> <p>6 監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは意見を述べなければならないこと。(備考：医療法第46条の8の2第1項)</p>	<p>負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。)</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されること。</p> <p>6 (新設)</p>
<p>III管理 3会計管理 (3) 債権債務の状況</p> <p>1 (略)</p> <p>2 借入金は社員総会又は評議員会、理事会の議決を経て行われていること。(備考：モデル定款・寄附行為)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になつていないこと。(備考：法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられるごと。(医療法第93条第8号))</p>	<p>III管理 3会計管理 (3) 債権債務の状況</p> <p>1 (略)</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 (備考：モデル定款・寄附行為)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になつていないこと。(備考：法人がその債務につきその財産をもつて完済することができないとなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号))</p>
<p>○金融商品取引法</p> <p>第2条第1項 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>○金融商品取引法</p> <p>第2条第1項 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p>

一一十 (略)	一一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、 新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券	一一十 (略)	一一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若 しくは投資法人債券又は外国投資証券
一二八 (略)	一九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める 基準及び方法に従い行う第21項第3号に掲げる取引に係る権 利、外国金融商品市場（第8項第3号）に規定する外国金融商 品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引で あつて第21項第3号に掲げる取引と類似の取引（金融商品（第 24項第3号の2）に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金 融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係 るものを除く。）に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商 品市場によらないで行う第22項第3号若しくは第4号に掲げ る取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証 券又は証書	一二九 (略)	一九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める 基準及び方法に従い行う第21項第3号に掲げる取引に係る権 利、外国金融商品市場（第8項第3号）に規定する外国金融商 品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引で あつて第21項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又 は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第22 項第3号若しくは第4号に掲げる取引に係る権利（以下「オプ ション」という。）を表示する証券又は証書
二十一 (略)	二十一 (略)	二十一 (略)	二十一 (略)
○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法 律 (略)	○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法 律 (略)	○租税特別措置法 (略)	○租税特別措置法 (略)

○租税特別措置法施行令

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)
二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この号及び次号において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(同号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちにある割合が、いずれも三分の一以下であること。

イ～ハ (略)

三～四 (略)
五 その経理に關し次に掲げる基準に適合していること。
イ 財務省令で定めるとところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあること
とその他の不適正な経理が行われていないこと。
六 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

(新設)

○租税特別措置法施行令

(法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等)

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)
二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下次号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちにある割合が、いずれも三分の一以下であること。

イ～ハ (略)

三～四 (略)

五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

(新設)

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納稅地の所轄税務署長を経由し

2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納稅地の所轄税務署長を経由し

て、国税庁長官に提出しなければならない。	て、国税庁長官に提出しなければならない。
一 申請者の名称、納税地及び法人番号 二～五 (略)	一 申請者の名称及び納税地 二～五 (略)
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～二 (略)	3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～二 (略)
三 第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類 4～6 (略)	三 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類 4～6 (略)
7 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により基準を定めたときは、これを告示する。	(新設)